

うきは市 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年8月

うきは市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と協議して連携して「通学路緊急合同点検」を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、これまで対策工事等を実施してきました。

平成27年、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「うきは市通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2.通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・うきは警察署
- ・国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所
- ・福岡県久留米県土整備事務所
- ・うきは市建設課
- ・うきは市教育委員会(学校教育課)
- ・小学校代表(7校)

3.取組方針

(1)基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を毎年実施するとともに、対策実施後の効果把握も行いながら、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の向上を図っていきます。

「通学路安全確保のためのPDCAサイクル」



(2)定期的な合同点検

○合同点検の集約、実施等

- ・市内小学校から危険箇所を報告してもらい、学校教育課で集約します。
- ・集約後、合同点検が必要な場所を抽出し、毎年1回程度、合同点検を実施して、対策案を協議します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3)対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備(路肩のカラー舗装・路側線の引き直し・横断歩道設置等)や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4)対策の実施

・対策の実施にあたっては、推進会議内で情報共有し、対策が円滑に進むように、関係者間で連携を図ります。

(5)対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか対策効果の把握を実施します。

(6)対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。